

## 【継】白井市障害者計画策定業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、障害者基本法に基づき、市における障害者施策全般の基本的な事項を定める障害者計画を策定することを目的とする。

現在、市における障害者施策に関する計画として、「障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり」という目標像の実現に向けて、「白井市障害者計画2016－2025」を策定している(計画期間：平成29年度～令和7年度)。本計画が令和7年度末をもって終了するため、本業務では、「次期白井市障害者計画」を策定することとし、計画の策定に関して、基礎調査の実施、計画案の作成・調整に必要な助言・支援などを行い、策定作業の円滑化を図る。

なお、基礎調査については、次期白井市障害者計画のほか、「白井市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」(令和9年度～令和11年度)策定に伴う基礎資料とする。

次期、障害者計画を策定するにあたっては、国、県それぞれが策定した関連の計画等や市の最上位計画である「白井市総合計画」、福祉の基幹計画である「地域福祉計画」、その他関連する他の計画との整合を図り、障がい分野の個別計画として位置付ける。

### 2 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月25日まで

### 3 令和6年度業務内容

#### (1) 障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査

調査目的	白井市障害者計画及び白井市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の基礎資料とするための障がい者(児)の現状把握、これからの福祉に対するニーズの確認など
調査対象	・障害者手帳所持者(身体、知的、精神、児童) ・障害者手帳を所持しない市民
配布数	合計2,000部 ※無作為抽出による
調査方法	郵送
調査票数	5種
集計方法	単純集計(コメント含む)、属性とのクロス集計(コメント含む)、その他分析上必要な設問間のクロス集計

#### ア 調査票の内容に係る提案・設計・原案作成

- ・調査票は、過去の計画策定時の調査項目、国の動向等を参照のうえ、受注者から調査項目を提案し、市と協議しながら作成する。
- ・設問数は、各手帳所持者に40問程度、手帳不所持者に20問程度とする。

#### イ 調査票、発送用・返信用封筒の作成・印刷

- ・調査票は、文字の大きさ、フォントの種類、表現の方法など、市民が回答しやすいよう工夫をする。知的障がい者用の調査票にはルビを付すほか、身体障がい者向け調査票においては、視覚障がい者向けの読み上げ可能なコードを付すこと。コードの作成においては、読み上げ内容を確認のうえで市に提出すること。
- ・調査票の本印刷の前に、調査票（市長あいさつ文、調査依頼文書含む）の見本を作成して市に確認を取ること。
- ・過去の計画策定時のアンケート調査の回収率を参考に、回収率向上のための方策を市に提示すること。

#### ウ 宛名ラベルシール貼付、封入封緘、発送

- ・宛名ラベルシールは市が購入、作成し、受注者に提供する。送料は受注者負担となる。
- ・発送用、返信用封筒、送料は受注者が負担、返信受取費用は市が負担する。
- ・調査票回収は市が行い、回収後に市が受注者へ引き渡す。

#### エ お礼状兼督促状（はがき）の文面作成・印刷・発送

- ・お礼状兼督促状の文面見本を作成して、市に確認を取ること。
- ・宛名ラベルシールは市が購入、作成し受注者に提供する。
- ・はがき購入経費は受注者が負担する。

#### オ 調査票のデータ入力・集計・分析・ニーズ調査報告書（速報版）の作成

- ・調査票の入力及び単純集計（コメント含む）、属性とのクロス集計（コメント含む）、自由回答の記載、分析及び考察を行い、クロス集計までをニーズ調査報告書（速報版）として提出する。
- ・ニーズ調査報告書（速報版）は、調査票回収後、1か月以内に市に報告すること（電子データでの提出で可）。

#### カ ニーズ調査報告書（完成版）の作成

- ・障がい関連団体や障害福祉サービス事業所(以下「障害関連団体等」という。)へのヒアリング調査については、市が実施し調査結果や分析のデータを受注者に送付する。
- ・受注者は、アンケート調査の集計・分析と市から提出のあったヒアリング調査の結果・分析データを合わせて、ニーズ調査報告書(完成版)を作成し、市に提出する。
- ・ニーズ調査報告書（完成版）は、A4判、約200ページ（表紙カラー、本文単色刷り、あじろ綴じ製本）50部及び電子データ(データ形式は別途協議)による。

※その他、具体的内容は市と協議の上、決定する。

## (2) 会議の運営支援

- ア 白井市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」）、庁内関係課による白井市障害者計画等策定検討委員会（以下「庁内検討委員会」）2回程度  
会議へのオブザーバーとしての出席、会議開催にあたり必要となる資料作成、必要な助言、議事録（摘録）の作成等、会議運営支援を行うこと。
- イ 白井市自立支援協議会全体会 1回程度  
会議開催にあたり必要となる資料作成等の支援を行うこと。

## 4 令和7年度業務内容

### (1) 障がい者計画策定支援

#### ア 現計画及び現状の検証・分析

- ・国や県の動向の把握
- ・将来人口と障害者数等の統計・推計
- ・障害福祉の現状と課題の分析等

#### イ 次期障害者計画の策定支援

- ・基本方針、計画の構成検討
- ・計画骨子、素案の作成
- ・計画期間の検討

※障がい関連団体等からの意見を踏まえ作成すること。なお、障がい関連団体等からの意見聴取等は市が行う。

#### ウ パブリックコメントの実施支援

- ・次期障害者計画の素案に対して実施するパブリックコメントの資料作成及び意見集約を行うこと。

#### エ 次期障害者計画書、概要版の編集・作成

- ・パブリックコメント、庁内策定会議及び白井市障害者計画等策定委員会の審議結果等に基づき、計画素案に補足、修正を行い、計画書、概要版を編集・作成する。なお、計画書、概要書ともに障がい者や一般市民に伝わる、わかりやすいデザイン、フォント、レイアウト等を受注者からの提案により発注者との打ち合わせのうえ作成するものとする。
- ・概要版には、視覚障がい者向けの読み上げ可能なコードを付すこと。コードの作成においては、読み上げ内容を確認のうえで市に提出すること。

### (2) 会議の運営支援

#### ア 策定委員会・庁内検討委員会 8回程度

会議へのオブザーバーとしての出席、会議開催にあたり必要となる資料作成、必要な助言、議事録（摘録）の作成等、会議運営支援を行うこと。

- イ 自立支援協議会全体会 1回程度  
会議開催にあたり必要となる資料作成等の支援を行うこと。

## 5 成果品

提出する成果品は次のとおりとする。

- (1) ニーズ調査報告書（完成版）（令和7年度納品）  
3-（1）ーカ で作成した報告書
- (2) 「白井市障害者計画」冊子版（令和7年度納品）  
A4サイズ、約80ページ（表紙カラー、本文単色刷り）  
50部及び電子データ（データ形式は別途協議）  
※ページ数及び部数については、協議の上、決定するものとする。
- (3) 「白井市障害者計画」概要版（令和7年度納品）  
A4サイズ、約10ページ（表紙カラー、本文単色刷り）  
電子データ（データ形式は別途協議）

## 6 その他

- (1) 契約書に添付する仕様書は、本仕様書と受注者の提案書に基づき、受注者と市が協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について、事前に市と打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行う。その際の議事録は、受注者側で作成するものとする。
- (3) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (4) 本業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (5) 成果物のフォントや配置は、ユニバーサルデザインフォントを使用し、文字の配置や構成に注意し、内容がわかりやすいものとなるよう工夫すること。
- (6) すべての成果品に係る著作権はすべて市に帰属するものとする。
- (7) 本業務の主たる担当者は、本業務終了まで責任をもって対応すること。市が主たる担当者による業務遂行が不可能であると判断した場合は、市は主たる担当者の交代を受注者に命じることができる。
- (8) 本仕様書についての定めのない事項や疑義が生じた場合又は本業履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、市と受注者間で協議の上定めるものとする。